



『日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか』  
矢部宏治著（集英社インターナショナル、2014 年刊）

2015 年 1 月 18 日(日)、2 月 15 日(日)、於船橋市

1. 著者の問題意識

- ✚ 戦後(敗戦後)70 年を経過してもなお在日米基地がなくなるのは何故か？
- ✚ 米軍の駐留により日本人の人権が蹂躪され続けているのは何故か？
- ✚ 首都上空の管制権が米軍に握られているのは何故か？
- ✚ 米軍関係者は日本国に無断で入出国しているのは何故か？
- ✚ 検察・警察が東京電力に捜査に入らないのは何故か？
- ✚ 基地・安保や原発に関する訴訟は全て敗訴するのは何故か？
- ✚ 鳩山・小沢民主党政権が「闇の権力」により崩壊させられたのは何故か？
- ✚ 官僚たちが「首相以外の何か」に忠誠を誓っているように見えるのは何故か？
- ✚ 日本の政治家は、選挙に通った後、公約と正反対のことばかりやるのは何故か？

2. キーワード

大西洋憲章、昭和天皇、連合国(United Nations)、国連(United Nations)、国連憲章、敵国条項、ポツダム宣言、GHQ、人間宣言、日本国憲法、憲法第 9 条、東京裁判、サンフランシスコ講和条約、日米安保条約、砂川裁判、日米地位協定、日米原子力協定、日米合同委員会、安保法体系、安保村、原子力村、統治行為論、集団的自衛権

3. 関連年表

#	西暦(和暦)	月/日	政治	該当頁
1	1941(S16)	8/14	「イギリス・アメリカ共同宣言」(大西洋憲章:憲法前文や憲法 9 条のひな型)調印	P-194
2	1941(S16)	12/8	対米英宣戦布告	
3	1942(S17)	1/1	「連合国共同宣言」(26 か国からなる軍事協定)発表	P-200
4	1944(S19)	10/7	「ダンバートン・オークス提案」(国連憲章原案)	P-203
5	1945(S20)	4/25	サンフランシスコ国連設立総会(50 か国参加)	P-178
6	1945(S20)	6/26	「国連憲章(53 条・107 条:敵国条項)」署名(10/24 発効)	P-203, 210
7	1945(S20)	8/14	御前会議、ポツダム宣言受諾決定	P-197
8	1945(S20)	8/15	玉音放送「終戦の詔勅」	P-130
9	1945(S20)	9/2	ポツダム宣言受諾(降伏文書)、GHQ 指令第一号	P-126
10	1945(S20)	9/20	ポツダム宣言受諾に伴う緊急勅令公布施行	P-126
11	1945(S20)	9/27	第一回マッカーサー・昭和天皇会见	P-131
12	1945(S20)	12/15	「国家神道廃止令」の GHQ 指令	P-140
13	1945(S20)	12/26	「極東委員会・対日理事会」設置で米英ソ合意	P-174

14	1946(S21)	1/1	昭和天皇の人間宣言	P-125
15	1946(S21)	2/1	GHQ チャールズ・ケーディスが報告書「憲法の改革について」マッカーサーに提出	P-176
16	1946(S21)	2/13	GHQ が日本政府に憲法素案を提示	P-167
17	1946(S21)	2/19	天皇巡幸	P-144
18	1946(S21)	3/6	政府、憲法改正草案要領(主権在民・天皇象徴・戦争放棄)を発表	P-180
19	1946(S21)	5/3	極東国際軍事裁判(東京裁判)開廷	P-174
20	1946(S21)	6/20	第90回帝国議会(466人の衆議院議員の82%は公職追放)	P-162
21	1946(S21)	11/末	GHQ「検閲の指針」制定	P-160
22	1947(S22)	5/3	日本国憲法施行	P-197
23	1947(S22)	9/19	昭和天皇の「沖縄メッセージ」(沖縄基地の長期リースの日本側からの申入れ)	P-251
24	1950(S25)	6/25	朝鮮戦争勃発	
25	1950(S25)	6/26	昭和天皇の「ダレスへのメッセージ」(米軍の駐留を日本側から申入れ)	P-257
26	1951(S26)	9/8	サンフランシスコ講和条約調印、「対日平和条約・日米安全保障条約」調印	P-218
27	1952(S27)	2/28	日米行政協定調印	
28	1952(S27)	4/28	GHQ 廃止、「対日平和条約・日米安全保障条約」発効	P-218
29	1952(S27)	9/1	日米行政協定に伴う民事及び刑事特別法関係資料(最高裁「部外秘資料」:裏マニュアル)	P-80
30	1957(S32)	1/30	ジラード事件(米軍基地内で日本人主婦を射殺)	P-81
31	1957(S32)	2/14	ナッシュ・レポート(米国大使館から国務省への秘密報告書)	P-66
32	1959(S34)	12/16	砂川裁判・最高裁判決	P-40
33	1960(S35)	1/6	基地の権利に関する密約	P-69
34	1960(S35)	1/19	「日米新安保条約・日米地位協定」調印	
35	1972(S47)	3/1	合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料(検察「実務資料」:裏マニュアル)	P-80
36	1972(S47)	5/15	沖縄の施政権返還、沖縄県復活	
37	1973(S48)	4/1	外務省「日米地位協定の考え方」(裏マニュアル)	P-80
38	2004(H16)	8/13	沖縄国際大学・米軍ヘリ墜落事故	P-32
39	2010(H22)	6/1	鳩山・小沢民主党政権の崩壊	P-15
40	2012(H24)	6/27	「原子力基本法」改定	P-85, 95
41	2014(H26)	7/1	安倍政権「集団的自衛権の行使容認」解釈改憲決定	P-184

#### 4. 重要文書の抜粋

##### 1) 「イギリス・アメリカ共同宣言」(「大西洋憲章8条」:憲法前文や憲法9条のひな型) (P-194) ;

両国(米英)は、世界の全ての国民が、現実的または精神的な理由から、**武力の使用を放棄**するようにならなければならないことを信じる。もしも、陸、海、空の軍事力が、自国の国外へ侵略的脅威をあたえるか、またはあたえる可能性のある国によって使われつづけるなら、**未来の平和**は維持されない。そのため両国は、一層広く永久的な一般安全保障制度(のちの国連)が確立されるまでは、そのような国の**武装解除**は不可欠であると信じる。両国はまた、**平和を愛する諸国民**のために、軍備の過重な負担を軽減するすべての実

行可能な措置を助け、援助する。

2) 「国連憲章(53条:敵国条項)」(P-211)；

「…敵国のいずれかに対する措置で、第 107 条にしたがって規定されるもの、またはその**敵国における侵略政策の再現に備える地域的取り決め**において規定されるものは、関係政府の要請にもとづいてこの機構(国連)がその敵国による新たな侵略を防止する責任を負う時まで**例外とする**」

3) 「国連憲章(107条:敵国条項)」(P-217)；

「この憲章のいかなる規定も、第 2 次世界大戦中にこの憲章の署名国の**敵であった国に関する行動**で、その行動について責任を有する政府がこの戦争の結果としてとり、または許可したものを無効にし、または排除するものではない」

4) マッカーサー・ノートにある「戦争と戦力の放棄」(P-207)；

「国権の発動たる戦争は、廃止する。日本は、紛争解決のための手段としての戦争、さらに自己の安全を保持するための手段としての戦争をも、放棄する。日本はその防衛と保護を、いまや世界を動かしつつある崇高な理想にゆだねる。日本が陸海空軍を持つことは、今後も許可されることはなく、交戦権が日本軍に与えられることもない」

5) 日本国憲法施行(P-267)；

(第 9 条 1 項)「日本国民は、正義と秩序を基調とする**国際平和**を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、**武力による威嚇又は武力の行使**は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」

(第 9 条 2 項)「前項の目的を達するため、**陸海空軍その他の戦力**は、これを保持しない。国の**交戦権**はこれを認めない」

6) 昭和天皇の「沖縄メッセージ」(沖縄基地の長期リースを日本側から申入れ(P-251)；

「天皇は、沖縄に対するアメリカの軍事占領は、日本に主権を残したままでの長期リース——25 年ないし 50 年、あるいはそれ以上——というフィクションにもとづくべきだと考えている。天皇によると、このような占領方法は、アメリカが琉球諸島に対して永続的な野心をもたないことを日本国民に納得させるだろう」

7) 「サンフランシスコ講和条約(第 6 条)」(P-218)；

「連合国の全ての占領軍は、この条約の効力発生の後なるべく速やかに、かつ、いかなる場合にもその後 90 日以内に、日本国から**撤退**しなければならない。ただし、この規定は、…二国間もしくは多数国間の**協定**に基づく、またはその結果としての外国軍隊の日本国の領域における駐屯または駐留を妨げるものではない」

8) 「日米安全保障条約」(P-225)；

「アメリカ合衆国は、**平和と安全のために**、現在、若干の時刻軍隊を日本国内およびその付近に維持する意思がある」

「アメリカ合衆国は、**日本国が、攻撃的な脅威となり**、または…平和と安全を増進する以外に用いられる軍隊をもつことを常に避けつつ、…自国の防衛のため漸増的にみずから責任を負うことを期待する」

「(米軍を)日本国内およびその付近に**配備する権利**を、日本国は許与し、アメリカ合衆国はこれを受諾する」

9) ナッシュ・レポート(米国大使館から国務省への秘密報告書)(P-66)；

「日本国内におけるアメリカの軍事行動の…きわだった特徴は、その規模の大きさと、アメリカにあたえられた基地に関する権利の大きさにある。(安保条約にもとづく)行政協定は、アメリカが占領中に保持していた軍事行動のための…権限と…権利を、アメリカのために保護している。安保条約のもとでは、日本政府とのいかなる相談もなしに…米軍を使うことができる。

行政協定のもとでは、新しい基地についての条件を決める権利も、現存する基地を保持しつづける権利も、米軍の判断にゆだねられている。それぞれの米軍施設の基本合意に加え、地域の主権と利益を侵害する数多くの補足的な取り決めが存在する。数多くのアメリカの諜報活動機関…の要因が、何の妨げも受けず日本中で活動している。

米軍の部隊や装備…なども、地元とのいかなる取り決めもなしに、また地元当局への事前連絡さえなしに、日本への出入りを自由におこなう権限が与えられている。すべてが…米軍の決定によって、日本国内で演習がおこなわれ、射撃訓練が実施され、軍用機が飛び、その他の非常に重要な軍事活動が日常的に行われている」

10) 砂川裁判・最高裁判決(P-43)；

「日米安保条約のごとき、主権国としてのわが国の存立の基礎に重大な関係を持つ高度な政治性を有するものが、違憲であるか否かの法的判断は、…裁判所の司法審査権の範囲外にあると解するを相当とする」

11) 「原子力基本法」の改定(P-95)；

(第 12 条 4 項)「どちらか一方の国がこの協定のもとでの協力を停止したり、協定を終了させたり、(核物質などの)返還を要求するための行動をとる前に、日米両政府は、是正措置を取るために協議しなければならない。そして要請された場合には、他の適当な取り決めを結ぶことの必要性を考慮しつつ、その行動の経済的影響を慎重に検討しなければならない」

(第 16 条③項)「いかなる理由によるこの協定またはそのもとでの協力の停止または終了の後においても、第 1 条～第 14 条の規定は、適用可能な限り引きつづき効力を有する」

## 5. 目からうるこの解説

🚩 「重要な文書は、すべて最初は英語で書かれており、日本語の条文は正本に対する副本の位置づけ」(P-125)；

——>降伏文書(#8)、一般命令第一号(#8)、天皇の布告文(#9)、人間宣言(#13)、日本国憲法(#17、#21)、サンフランシスコ講和条約(#24)、日米安保条約(#24、#25)、その他

🚩 GHQ の検閲によって秘密にされた憲法草案の執筆(P-160)；

——>GHQ の 30 項目に及ぶ検閲対象の主要なもの；

- ① GHQ に対する批判
- ② 東京裁判に対する批判
- ③ GHQ が憲法草案を書いたことに対する批判(および一切の言及)
- ④ 検閲制度への言及

🚩 「マッカーサー三原則\*」に従って 9 日間で作成した憲法草案(P-180)；

——>占領軍が被占領国の憲法草案を執筆し、それを被占領国自身が作成したことにした。これは西側

諸国では他にほとんど類例のない、きわめて異常な出来事である。

- ① \*天皇制の存続
- ② \*戦争と戦力の放棄
- ③ \*封建制度の廃止

✚ 「日本国憲法の真実\*\*」(P-184)；

——>実際は、大枠を決めてこれで行けといったのが GHQ、その枠の中で自主性を発揮し、アレンジしたのが日本側であるのに、右派と左派とで認知的不協和をいまだに引きずっている。

——>① \*\*GHQ が密室で書いて、日本側に受け入れを強要した。

② \*\*憲法の内容は、当時の日本人にはとても書けない良い内容だった。

✚ 「条約は一片の紙切れにすぎない(北岡伸一)」の虚偽 (P-112)；

——>戦後の日米関係の圧倒的な主従関係において、安保条約や関連密約が有効か無効かを定める権利は、アメリカ側が持っている。

✚ 「天皇＋米軍」が戦後日本の国家権力構造となった (P-120)；

——>「沖縄の軍事基地化」と「日本全土での基地の提供」は、昭和天皇を中心とする日本の支配層がアメリカ側に提案したもの。しかも、政府を通さない裏ルートで提案した。

✚ 「昭和天皇に政治責任なし」というフィクション (P-121)；

——>「開戦の詔書」を昭和天皇名で出しているのに、実質的な権限がなかったとか、本当は戦争をしたくなかったなどという弁解は通らない。あえて言えば、日米 (GHQ と日本の支配層) が合同でつくったフィクションである。

✚ 「人間宣言と日本国憲法が書かれた経緯はそっくりだった」(P-142)；

——>(昭和天皇の)人間宣言も日本国憲法も、1946年(昭和21年)に急いで作られた最大の目的は、昭和天皇を東京裁判にかけないように、国際世論を誘導するところにあった。

✚ 日本人の歴史観を決定した「人間宣言」(P-151)；

——>「人間宣言」の中で表明した歴史観は以下の通り。なお、司馬遼太郎の小説の根幹をなす「司馬史観」もこのロジックに準じている！

- ① 明治時代: 民主主義に基づいた正しい時代
- ② 昭和初期: 軍部が暴走した間違った時代 (突然変異的な時代)
- ③ 戦後日本: 本来の民主主義に戻った時代

✚ 戦後世界の原点——「大西洋憲章」(P-194)；

——>この大西洋憲章は(ポツダム宣言も)、戦後日本の圧倒的主流派である「安保村」にとって非常に都合が悪いものである。

✚ 日本の8月14日のポツダム宣言受諾は、「大西洋憲章の勝利」を意味していた (P-197)；

——>ドイツ対イギリス・フランスの戦いとして行われていた大規模な戦争を、これからの世界戦に拡大させる。その上で、その戦いに勝利し、戦後世界を英米同盟によって運営していく。そのことが、この1941年8月14日の共同宣言によって合意された。そして、見事に4年後の同じ日、計画通り戦

いに勝利した。

- ✚ 国連憲章の原型—ダンバートン・オークス提案—にあった理想主義的な「世界政府構想」が日本国憲法 9 条 2 項を生んだ(P-204、P-267)；
  - >国連安全保障理事国だけが「世界政府」として軍事力の使用権を独占し、ほかの国は軍事力を持たないという国連憲章の原案(ダンバートン・オークス提案)にあった理想主義的構想が、のちに日本国憲法第 9 条 2 項が執筆される大きな前提となった。その後、国連憲章が成立される過程で、ダンバートン・オークス提案はいくつかの重要な修正が施された。「集団的自衛権」という全く新しい概念が憲章に明記されたことが、その最大の修正点である。しかし、重要なのは、世界政府構想の核心である国連軍構想は、GHQ が日本国憲法を書いた 1946 年 2 月の段階では、マッカーサーもケーディスもまだその意味を知るはずもなかった。
- ✚ 講和条約(平和条約)に関する問題に、国連憲章は適用されない(P-221)；
  - >国連憲章は、「武力行使の原則禁止」、「主権平等」、「民族自決」、「人権の尊重」などの理想主義的条項を定めているが、国連憲章第 107 条では、「敵国」に対する戦後処理については、国連憲章の条項は全て適用されない、適用除外となる。
- ✚ 「敵国条項(Enemy State Clause)」(国連憲章第 53 条、197 条)(P-210)；
  - >第 2 次大戦の敗戦国(敵国)である日本やドイツが、ふたたびナチズムや軍国主義を復活させ、侵略政策を開始するようなことがあったら、安全保障理事会の許可なしに攻撃してもよいとしている。
- ✚ 戦後 70 年たっても削除されない敵国条項(P-215)；
  - >1995 年の第 50 回国連総会で、敵国条項(第 53 条、77 条、107 条)をすでに「死文化した(become obsolete)」ものと認め、憲章から削除するという決議案が圧倒的多数で採択された。しかし、憲章から削除する場合には、「すべての安全保障理事国の<sup>ひじゅん</sup>批准」が必要となるが、決議案の採択から 20 年たった現在も、敵国条項の削除は実現していない。
- ✚ 占領継続のトリック(サンフランシスコ講和条約第 6 条)(P-218)；
  - >。1952 年(昭和 27 年)に発効したサンフランシスコ講和条約に「占領軍は・・・90 日以内に、日本から撤退しなければならない」とあるが、次に「二国間で結ばれた協定(=日米安保条約)による外国軍(=米軍)の駐留を妨げるものではない」とあるので、占領が継続している。
- ✚ 占領継続のトリック(サンフランシスコ講和条約第 3 条)(P-219)；
  - >沖縄や小笠原などを「信託統治」するという提案を行われるまでアメリカは、それらの島や住民に対し、行政、立法、司法上の全ての権力を行使する権利を持つ。しかし、アメリカは、1972 年の沖縄の本土復帰まで一度も「信託統治」に関する提案をしなかった。
- ✚ 経済は世界第 3 位、国際法上は最下位の国(P-241)；
  - >ドイツは、長く苦しい、しかし戦略的な外交努力の末、戦後 49 年目(1990 年)にして、ついに本当の意味での独立を回復することができた。それに引き換え、日本は、韓国や中国などの周辺諸国に対しては、贖罪意識<sup>しよくざい</sup>よりも、経済先進国としての優越感を前面に出すようになり、本当の意味での信頼関係を築くことができなかった。その結果、日本は世界でただ一国だけ、国連における「敵国」



という国際法上の最下位の地位にとどまっている。

- ✚ 沖縄への半永久的駐留につづき、本土への駐留もみずから希望した昭和天皇 (P-259) ;  
——> 昭和天皇は、「沖縄メッセージ(1947年)」での提案につづき、ダレスへの「天皇メッセージ(1950年)」によって、「日本側からの自発的な申し出」にもとづく日本全土への米軍の駐留を提案していた。
- ✚ 日米安保条約の目的 (P-225) ;  
——> 日米安保条約とは、「日本国」の平和と安全のためではなく、「日本という地域」の平和と安全のために締結されたものであり(だから米軍は日本の国境を超えて自由に行動できる)、その地域内でもっとも「攻撃的な脅威」となる可能性が高いと想定されているのは、なんと当の日本国だった。
- ✚ アメリカの政策転換の結果、戦後日本の中に大きな矛盾が生まれてしまった (P-264) ;  
——> 占領期間中に起きたアメリカの国家戦略の大転換によって、戦後日本という国家のなかに、「すべての軍事力と交戦権を放棄した憲法 9 条 2 項」と、「人類史上最大の攻撃力を持つ米軍の駐留」が共存するという、きわめて大きな矛盾が生まれてしまった。そうした矛盾を内包したまま、「米軍が天皇制を守る」という非常にゆがんだ形で、戦後日本の国家権力構造が完成することになった。
- ✚ 外国軍が駐留している国は独立国ではない (P-78) ;  
——> 本土の日本人以外、世界中の誰もが知っていること、それは「外国軍が駐留している国は独立国ではない
- ✚ もし国土の一部でも占領されていたら、その間は絶対に憲法に手を触れてはならない (P-170) ;  
——> 1907年に改定されたハーグ陸戦条約では、「占領者は、絶対的な支障がない限り、占領地の現行法律を尊重する」と定めている。「ポツダム宣言を守れ」とどんなに圧力をかけられたとしても、占領軍による憲法草案執筆など、絶対に受け入れられるはずがない。
- ✚ 驚愕の「砂川裁判」最高裁判決 (P-40) ;  
——> 最高裁判所長官田中幸太郎は、1959年、駐日アメリカ大使から指示と誘導を受けながら、在日米軍の権利を全面的に肯定する判決を書いた。すなわち、日米安保条約のような高度な政治問題については、最高裁は憲法判断をしないでよいという判決を出した。この判決の影響で、在日米軍の治外法権状況が確定してしまった。それだけでなく、日本人はその後、在日米軍がらみで重大な人権侵害を受けたときに、それに抵抗する手段を失ってしまった。
- ✚ 原子力基本法が改正されてもつづく「放射性物質の適用除外」 (P-91) ;  
——> 原子力に関する安全性の確保については、「わが国の安全保障に資することを目的として、行うものとする」という条項が入っている。つまり、大気や水の放射能汚染の問題は、震災前は「汚染防止法の適用除外」によって免罪され、震災後は「統治行為論(官僚が、わが国の存立にきわめて重大な影響を持つと考える問題については、自由に治外法権状態を設定できること)」によって免罪されることになった。

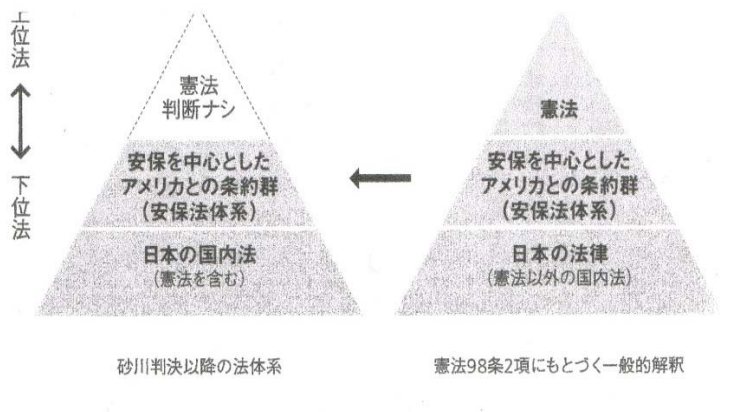
✚ 日米原子力協定の「仕組み」(P-95)；

——>日米原子力協定は、アメリカの了解がないと、日本の意向だけでは絶対に止められない取り決めとなっている。しかも、協定の終了後も、協定のほぼすべてが「引きつづき効力を存する」ことになっている。したがって、日本の政治家が、「廃炉」とか「脱原発」といった公約を掲げて、首相になったとしても、何も決められない。それでも、無理に変えようとすると、鳩山元首相と同じで、必ず失脚する。

✚ 官僚たちが忠誠を誓っていたのは、「安保法体系」だった (P-50)；

——>日米安保をめぐる膨大な取り決めの総体は、「安保法体系」と命名されている。その「安保法体系」が、砂川裁判の最高裁判決によって、日本の国内法よりも上位に位置することが確定してしまった。安保条約の下に「日米地位協定」がある。さらに、その日米地位協定に基づき、日本の官僚と米軍は 60 年以上にわたって毎月「日米合同委員会」で会議をし、秘密裏に重要事項を決定している。

## 6. 図解



### 日本の法体系の現状 (P-43)

日本の法体系では、憲法、条約、一般の法律の関係は、左図の右半分のようにになっている。

しかし、砂川判決以降は、安保条約とそれに関する取り決めが、憲法を含む日本の国内法全体に優越するとする法体系が確立して、現在に至っている(左図の左半分のようにになっている)。

### 日本の権力構造の変遷 (P-282)

1) 戦前 (昭和前期)

**天皇** + 日本軍 + 内務官僚

2) 戦後① (昭和後期)

**天皇+米軍** + 財務・経済・外務・法務官僚 + 自民党

3) 戦後② (平成期)

**米軍** + 外務・法務官僚

## 7. 著者の提案

✚ 日本国憲法には重大な欠点有二つある；

- ① 日本国憲法を日本人が書いていないこと。憲法を命がけで守るといふ社会勢力がいなければ、どのような理想も絵に描いた餅に終わってしまう。
- ② 9条1項(戦争放棄)と2項(戦力および交戦権の放棄)とをはっきり分けて議論するべきである。「憲法



9 条を守れ」とひとくりに主張してしまうと、米軍を撤退させることが永遠にできなくなってしまう。

- ✚ 改正憲法では、憲法第 9 条 2 項を、「前項の目的を達するため、日本国民は広く認められた国際法の原則を自国の方針の一部として取り入れ、すべての国との平和および友好関係を堅持する」とする国連中心主義の立場を明らかにすることを提案する。
- ✚ 改正憲法では、「この改正憲法の施行後、外国の軍事基地、軍隊、施設は、国内のいかなる場所においても許可されない」という一文を書き込むことを提案する。
- ✚ これからの日本にとって、最も重要な課題が中国と韓国からの信頼、そしてアメリカの軍部ではなく国務省からの信頼を得ることであることは、言うまでもない。
- ✚ 在日米軍基地と憲法第 9 条 2 項、そして国連憲章「敵国条項」の問題は密接にリンクしている。このうちどれかひとつでも問題を解決しようと思ったら、必ず 3 つをセットで考え、同時に解決を目指す必要がある。
- ✚ 二度と戦争をしない国をつくるために、戦争犠牲者の魂を慰め、自らの欠点を改めて、歴史をさかのぼり、もう一度初めからやり直しましょう。新しい国の形を探していきましょう。

## 8. 議論のテーマ

- ✚ 小沢一郎さんの日本の国連軍への貢献の主張は、ダンバートン・オークス提案(国連憲章の原案)に準拠したものなのか？
- ✚ 日米原子力協定が大きな壁となって横たわる中、原発ゼロへの道を如何に切り開いていくか？
- ✚ 尖閣諸島に対して日本が侵略行為をしたということで、中国は「敵国条項」をよりどころにして攻撃する機会をうかがっているのではないか？
- ✚ 日本は国連の常任理事国入りを目指し、途上国への大盤振る舞いを繰り返しているが、国連憲章の敵国条項が撤回されないうちは、常任理事国などどだい無理というものだが、それを承知でアドバルーンを上げているのであろうか？
- ✚ 国連憲章の敵国条項から抜け出す外交シナリオを政治家は須らく提示することが必要ではないのか？
- ✚ 小沢一郎さんが民主党政権で閣議前の次官会議を禁止したのは、「日米合同委員会」などの影響を避けることが目的だったのか？
- ✚ 憲法第 9 条に関する護憲派に対して、改正憲法の必要性を如何に説得するか？
- ✚ 新日米安保条約は、日米の対等な関係をつくるために締結されたというのが日本側の建前になっているが、アメリカ側の本音は潜在的な敵国としての日本を抑え込むことではないか？
- ✚ 日米安保条約を終了させる意思を通達すると、その後一年で終了することになっているが、それを検討した痕跡が見られないが、何を失うことを恐れているのだろうか？
- ✚ 中韓の在日特権を糾弾する人種差別運動が沸き起こっているが、それらとは比較にならない治外法権を含む在日米軍特権を覆い隠すために、意図的に誘導されたものなのではないのか？

- ✚ 司馬遼太郎があるときから小説を書くのをやめてしまったが、それは司馬史観がよって立つ「(天皇の)人間宣言」の内容が虚偽であることに気がついたからではないのか？
- ✚ 著者の矢部宏治さんは編集者で、憲法や外交の専門家ではないはずなのに、このような総合的な視点で日本国憲法、国連憲章、日米安保条約などに関して精緻な分析を行っていることに比べると、その道の大家たちは惰眠をむさぼっているのではないのか？

## 9. 次回の読書会の候補本

- ✚ 岩本沙弓著『バブルの死角——日本人が損するカラクリ』(集英社新書、2013年刊)
- ✚ 中野剛志著『TPP 亡国論』(集英社新書、2011年刊)
- ✚ 若杉冽著『原発ホワイトアウト』(講談社、2013年刊)、若杉冽著『東京ブラックアウト』(講談社、2014年刊)
- ✚ 湯浅誠著『反貧困——「すべり台社会」からの脱出』(岩波新書、2008年刊)
- ✚ 苦米地英人著『日本人の99%が知らない 戦後洗脳史——嘘で塗り固められたレジーム』(ヒカルランド、2014年刊)
- ✚ 原田武夫著『アメリカ秘密公電漏洩事件——ウイキリークスという対日最終戦争』(講談社、2011年刊)
- ✚ 藻谷浩介・NHK 広島取材班著『里山資本主義——日本経済は「安心の原理」で動く』(角川oneテーマ21、2013年刊)
- ✚ トマ・ピクティ著『21世紀の資本』(みすず書房、2014年刊)
- ✚ ワールドエコミー研究会著『一目でわかる！世界経済のからくり』(PHP、2012年刊)
- ✚ 水野和夫著『資本主義の終焉と歴史の危機』(集英社新書、2014年刊)
- ✚ 堤未果著『ルポ 貧困大国アメリカ』(岩波新書、2008年刊)、『ルポ 貧困大国アメリカII』(岩波新書、2010年刊)
- ✚ 半藤一利他著『昭和陸軍の失敗——彼らはなぜ国家を破滅の淵に追いやったのか？』(文藝新書、2007年刊)
- ✚ 平野貞夫著『戦後政治の睿智』(イースト新書、2014年刊)
- ✚ 平野貞夫著『小沢一郎謀殺事件——日本の危機は救えるか？』(ビジネス社、2013年刊)
- ✚ 小沢一郎著『日本改造計画』(講談社、1993年刊)
- ✚ 小室直樹著『政治無知が日本を滅ぼす——近代国家の政治論理を理解せよ』(ビジネス社、2013年刊)
- ✚ 小室直樹著『憲法とは国家権力への国民からの命令である——民主主義の主権は在民にあり』(ビジネス社、2013年刊)
- ✚ 小室直樹著『日本はまだ近代国家に非ず——国民のための方と政治と民主主義』(ビジネス社、2013年刊)
- ✚ 小室直樹著『消費税は民意を問わべし——自主課税なき処にデモクラシーなし』(ビジネス社、2013年刊)
- ✚ 小室直樹著『日本人のための経済原論』(東洋経済新報社、1998年刊)

### 【補足-1】 マイケル・ラウエル陸軍中佐の報告書(1945年12月6日提出)(P-280)

(与えられた課題) 「なぜ戦前から戦中にかけて、日本の軍部は国政を私物化できるようになったのか。その原因を、大日本帝国憲法のどこに欠陥があったかという点から分析せよ」

(結論) 過去の日本における政治権力の運用を分析した結果、数多くの権力の濫用があったことがわかった。そうした濫用が過去20年間にわたり、軍国主義者たちに日本政府を支配させ、国政を私物化することを可能にしてきた。(略) 日本に民主主義的な傾向をしっかりと根づくためには、次のような悪弊を是正することが必要である。

- 国民に、きちんとした人権が認められていないこと
- 天皇に直結し、国民の意思を反映する責任のない憲法外の機関があること
- 裁判所が裁判官ではなく、検察官によって支配されていること。両者はともに天皇の意思の代理人であること
- 政府のあらゆる部門に対して、憲法によるコントロールが欠けていること
- 政府が国民の意思を政治に反映させる責任を負っていないこと
- 行政部門が立法行為をおこなっていること

【補足-2】 平野貞夫著 『戦後政治の叢智』（イースト新書の中の P-044）

吉田茂元首相は、敗戦直後の大混乱に臨む基本姿勢を、  
「負けた時は、負けっぶりよくしろ」

と語っていた。これは学習院の恩師、鈴木貫太郎元首相の教えであった。これが対米追随路線として誤解されたのであろう。だが、敗戦・占領という状況の中で、追随とか自主という路線を選ぶ余裕はないはずだ。

講和条約とともに日米安保条約を締結した際の経緯については、(注:吉田茂元首相)は語りたくない雰囲気であった。次の一言が印象に残った。

「日本の地球上の位置が、米国をソ連から守る障壁になっている。これが日米安保条約の基本だ。米国は日本を守ることで、米国自身を防衛できる」

吉田元首相は、岸首相による新安保条約について積極的評価をしていなかった。同時に、自身で締結した安保条約も、自分の政策信条によるものでないことに相当な不満があったのではないかと感じた。「米国が日本を守るのは当然だ。日本が頭を下げて守ってもらうスキームなんか、受け入れられない」という気概を感じた。

家老職の依岡さんから、後日、詳しい話を聞いた。日米安保条約の締結交渉で、吉田首相は米国は無論のこと、外務省とも意見の隔たりが多く、紛糾を重ね、調印式に出席しないなどワンマンぶりを発揮し、最後は昭和天皇の説得を受けたという話だった。

吉田元首相にとって、米国は親友の国であっても、“心友”とするほどには信頼できないというのが、本音だと思う。

【補足-3】日本一新の会メルマガ（第 251 号）

平野 貞夫

○日本一新運動・新年会報告（2）

1月25日(日)の3団体の有志による新年会では日本の戦後政治の根本に関わる鋭い質問があった。メールで送られた2つの質問への回答を補充整理してみる。

(質問要旨)

- 1) 砂川裁判・最高裁判決で日米安保条約は憲法を超越する存在となり「基地」や「原発」は日本の法制度をもって解決することができなくなったとの主張をどう考えるか。
- 2) 戦後日本を考えると「すべての軍事力と交戦権を放棄した憲法9条」と「人類史上最大の攻撃力を持つ米軍の駐留」という矛盾を内包したまま国家権力構造が確立した。護憲派の「9条を守れ」の主張だと永遠に米軍を撤退させることができないのではないかと主張をどう考えるか。

これらの質問は、昨年刊行された矢部宏治氏の『日本はなぜ「基地」と「原発」を止められないのか』で指摘されている問題である。非常に重大な問題なので、本号で1)を、次号で2)について意見を述べることにする。

質問1)は、憲法81条【法令審査権と最高裁判所】「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」という規定の運用についてである。

この規定にもかかわらず、「きわめて政治性の高い国家統治の基本行為」は『司法権限外』として「憲法慣行論」で国家が運営されている。例えば、国会に関することで「衆議院の解散の無効・有効」とか「国会での法案採決の無効・有効」などである。これを『統治行為論』といい、国会事務局の最大の任務は「司法の権限外」とする国会の行為を憲法に違反させないことにある、と言っても過言ではない。

砂川裁判の最高裁判決を正確に読むと「国の存立に重大な関係を持つ、高度な政治性」と「一見、明白に違憲無効と認められない限り」とある。これは『司法権の範囲外』とするということである。『範囲外』とは『権限外』とは違って、統治行為論の範囲を決める判断をするのは司法権であることを前提にしている。

とはいってもその基準はなく、憲法の運用をきわめて不安定にしている。「基地」や「原発」などについて、さまざまな判決があるが、最終審のほとんどの最高裁の判決は日米安保条約を維持することを法理論より優先させていることは事実である。この原因を制度の問題にすると、ものごとの本質を見落とす。「制度」とは詰まるところ人がつくるものであり、国家権力に関わる人間の問題であるといえる。

敗戦により日本は事実上米国によって占領された。米国は日本の米国式民主化を目的とし、多くの日本人はそれを受け入れた。同時に米国文化に同化していく日本社会には、さまざまな問題が生じることになる。占領と復興期の首相であった吉田茂は、恩師・鈴木貫太郎の遺言で「敗けつぷりの良い政治を目指した」と回顧している。実際は巧みな駆け引きで米国を利用し最後は嫌われた。新憲法や講和条約・日米安保体制を、ひと言で「対米追随」と片付けられない厳しい現実があった。

米ソ冷戦が始まると、米国は日本をソ連圏に対抗させるため、軍事的かつ思想的に同盟化していく。米国の国家戦略は、官僚・マスコミ・学者有識者等を中心に「顔は日本人、精神は米国人」を養成して、各界で指導者層をつくることにあった。「日米の秩序は我々が守る」とする、日米「司法マフィア」が暗躍したのがロッキード事件だ。冷戦終結後は米国資本主義を守るため、その体制は続く。「安保マフィア」は有名だ。

残念ながら、戦後 70 年の日本の国家権力を表裏で動かしてきたのは、米国の「ジャパン・ハンドラー」といわれる人々の影響を受けている日本の指導者たち

である。これから自立しようとしたのが、平成の政治改革であり、日本一新運動の原点である。

■

#### 【補足-4】日本一新の会メルマガ（第 252 号）

平野 貞夫

##### ○日本一新運動・新年会報告（3）

新年会における私への質問 2) は「戦後日本を考えると『すべての軍事力と交戦権を放棄した憲法 9 条』と、『人類史上最大の攻撃力を持つ米軍の駐留』という矛盾を内包したまま国家権力構造が確立した。護憲派の『9 条を守れ』の主張だと、永遠に米軍を撤退させることができないが、どう思うか」というものだった。

（憲法についての直近の世論調査）

2 月 1 日(日)の朝日新聞に、興味ある世論調査が載っていた。『憲法について』で昨年暮れの総選挙の立候補者と有権者を対象としたものだ。

それによると「憲法改正」について、有権者の 33% が賛成、(9 条・31%)、当選議員の 84% が賛成(9 条・19%)とのこと。憲法 9 条の理念を変更する改正には、有権者では 3 分の 2 以上が反対だ。当選議員の 80% 近くが反対である。自公の当選者に慎重な意見を持つ議員があるためだろう。安全保障の優先順位についての調査では、有権者も当選議員も圧倒的にまず「米国」である。

これを見ると日本人の多数は、憲法 9 条と米軍駐留の矛盾を抵抗なく受け入れ、それが惰性化しているといえる。沖縄をはじめ基地問題を抱える地域にとっては許せない問題だ。となると、戦後 70 年の日本の安全保障を検証する必要がある。敗戦直後、平和憲法の制定時は「国連憲章」のユートピア思想が、世界規模で「瞬間的」に存在した。しかし、米ソ冷戦が始まると共産圏からの侵略と国内で武力的に革命を行うという政党や勢力が安全を脅かした。米国は平和憲法を越えた防衛体制を強要してくる。講和条約・

日米安保条約で独立した日本には変化が起きる。それは、共産圏から日本を護るために憲法9条を改正して、再軍備を行うべきだと主張する保守右派の岸信介グループだ。米国の国家戦略は共産圏対策のためこの勢力を支援する。

米国追従といわれながら、占領から講和独立を成し遂げた保守リベラルの吉田茂は岸グループの動きを戦前の軍事国家への回帰とした。昭和29年暮れに衆議院解散か、吉田自由党内閣総辞職かを迫られたとき、吉田首相は「軍事国家への芽を摘むまで辞めない」と反発する。世論は、長期化した吉田政権から離れていた。その吉田首相を説得したのが、従兄弟で腹心の林譲治であった。「国民を信じましょう」と。これは林譲治本人から、私が直接聞いた話だ。吉田退陣後、鳩山・石橋・岸と政権が続く。社会党など革新派が勢力を伸ばす中で、保守合同により「自由民主党」が憲法改正を党是として結成される。かくして昭和32年に成立した岸内閣は、憲法改正と日米安保条約改定を公約し、前者は実現せず、後者は成功した。

この時期、米国では日本について対立した意見が出る。

日本を軍事的に強化すると戦前回帰の政治になるとの意見と、共産圏に対して強い防壁にすべしとの意見である。岸内閣の安保強行改定後、米国では日米安保体制を共産圏への対抗だけではなく、日本の戦前軍事国家への防御として位置づけるようになった。かくして米軍の長期駐留と憲法9条の妥協が固定化する。これでは我が国の真の独立は永久にない。

だがしかし、憲法9条のもとで米軍の駐留をなくする方策を考えた政治家がいた。小沢一郎氏である。きっかけは平成元年12月の米ソ冷戦終結で、毎日のように私は議論に巻き込まれた。冷戦終結から湾岸戦争に至る国際政治の構造変化の中で、当時の自民党幹事長・小沢一郎はこのままの混乱が続けば、西暦2020年までに国連を改革強化して、国連警察軍を創設して世界の秩序を維持する仕組みをつくらないと世界は大混乱になるとの意見。現在の中東問題を予言

していた。

日本の国権の発動とならない、自衛隊とは別組織の国連の指揮下で活動する「国連警察隊」を設置し自衛隊は国内の災害・治安などに専念するという構想だ。また、PKO 訓練センターを日本につくり国連への協力を行い、そこには各国からの国連協力隊に参加してもらうとの発想もあり、米軍基地は順次撤退していくということであった。歴史とは不思議なもので、現在米国オバマ政権が一番に警戒しているのが反米テロであり、2番目は日本の戦前回帰である。最近では、米国の「安保マフィア」の心配もそこにあるとの声が聞こえてくる。

■